

実費徴収に係る補足給付事業について（Q&A） 幼保運営課

第8版

問1 補足給付事業とは何か

日用品・文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用について、市の定める利用者負担額とは別に各施設等が実費徴収を行うことが出来ることとされています。この実費徴収について、生活保護受給者等を対象に費用の一部を補助します。

子ども子育て支援新制度施行に伴い、新たに創設された事業です。

問2 補足給付事業の対象者は

対象者は、利用者負担階層がA階層の生活保護受給者等です。毎月下旬に幼保運営課から施設等へ送付している「給付費試算児童一覧」で利用者負担階層を確認してください。なお、B階層は負担額が0円になっていますが、生活保護世帯ではありませんのでご注意ください。

問3 補足給付事業の対象となる施設・事業者は

子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条に規定する特定地域型保育事業者が当事業の対象となります。

具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業者、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者（以下「施設等」といいます。）が該当します。

問4 補足給付事業は、実費徴収を行うことを奨励しているのか

本事業は、低所得者の負担を軽減することを目的とするものであり、実費徴収を奨励するものではありません。

なお、実費徴収を行うにあたっては下記に留意してください。

- ①事前に使途や金額を明示し、保護者の同意を得た上で徴収してください。
- ②支払いを受けた場合は、領収証を発行する必要があります。
- ③保護者が希望しなかった場合でも、保育に影響を及ぼすことのないよう十分配慮してください。
- ④実費徴収の額は、実費相当額を限度としてください。

問5 実費徴収できるものはどの法令に記載されているか

実費徴収できるものは、「千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に記載されています。

問6 補助金額はいくらか

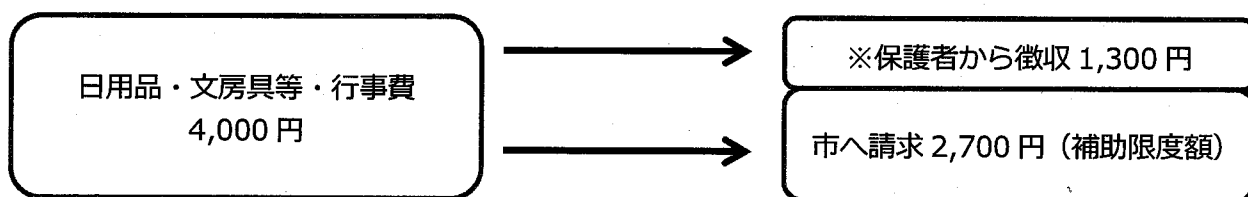
日用品・文房具等の購入に要する費用と行事への参加に要する費用については、それらをあわせて1人当りの上限月額が2,700円です。

対象経費	補助限度額	備考
日用品・文房具等の購入に要する費用	2,700円/月・人 (両費用を合わせた額)	制服、体操着、スモッグ、帽子、道具箱、遠足代等
行事への参加に要する費用		

問7 実費徴収にあたり、保護者とはどのようなやりとりをすれば良いか

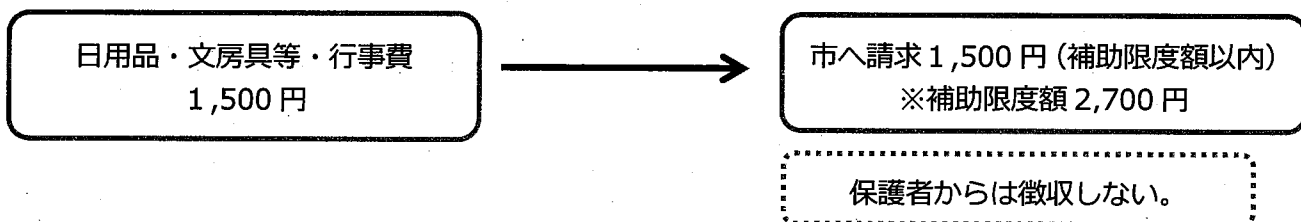
施設等は、実費徴収額を減免して保護者から徴収するか、全額免除してください。
具体的には下記ようになります。

(例) 日用品・文房具等・行事費合計で月額4,000円なら1,500円を保護者から徴収し、2,700円(補助限度額)を市へ請求します。



※翌月以降の分で請求して保護者から徴収しないこともできます。問14も参照してください。

(例) 日用品・文房具等・行事費合計で月額1,500円なら保護者からは徴収せず、1,500円を市へ請求します。



問8 施設等の指示により、制服や体操着などを施設等以外から購入した場合も事業の対象となるか

①施設等が指定した店で、②施設等が指定したものを購入した場合に限り対象となります。(制服や体操着などを想定)

施設等は、保護者が店で支払った金額を保護者に支払い、その金額分(問7参照)を市へ請求してください。

問9 PTAや保護者会の名前で徴収されたものは事業の対象となるか

PTAや保護者会の運営に要する費用については、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用ではなく、千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用に該当しないため、補足給付事業の対象となる実費徴収額には含まれません。

問10

補足給付事業の対象となるもの、ならないものは具体的にどのようなものがあるか

<補足給付事業の対象となるもの>

- ・特定教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるもので、施設等が保護者から代金を徴収するもの
- ・保護者が、「①施設等が指定した店で、②施設等が指定したもの」を購入する場合

<例>

制服、スモッグ、午睡用ふとん、おむつ、カラー帽子、体操服、文房具、タオル、コップ、歯ブラシ、おたより帳、修了証書入れ、食事エプロン、パンツ、名前のゴム印、絵本代、教材費、連絡帳、通園リュック、名札、上履き、IDカード、各種袋、クリーニング代、バス送迎費、宿泊行事費、展覧会見学費、遠足等の行事に係る交通費・入場料など

※上記は補足給付事業の対象ではありますが、実費徴収を行うことを奨励しているわけではありません。

<補足給付事業の対象とならないもの>

- ・保護者が施設等以外から購入したもの（ただし、保護者が、①施設等が指定した店で、②施設等が指定したものを購入した場合は対象となります。）
- ・写真、卒園アルバム、DVD
- ・PTAや保護者会の運営に要する費用
- ・延長保育料、一時預かり保育料
- ・主食費、副食費、補食費（おやつ）
- ・自治体から助成を受けているもの（ふとん乾燥代、保険料など）（ただし、自治体からの助成を超える金額分は補足給付の対象です。）

※写真、卒園アルバム、DVDは実費徴収できますが、補足給付事業の対象とはなりません。

問11 申請書等に添付する「補足給付に係る日用品、文房具等内訳書」の枠が10マスしかなく、書ききれない。

書ききれない場合、文房具はまとめて枠に「文房具」と記入し、別紙（様式自由）に詳細を記入してください。それでも枠が足りない場合はご連絡ください。

問12 実績報告書には何を添付すれば良いか

実績報告書には、以下の書類を添付してください。

- ①補足給付に係る日用品、文房具等内訳書兼申立書
- ②業者の領収書、納品書の写し等
- ③実費徴収額を免除又は減免したことを証する書類

②が無い場合は、③を添付してください。③も無い場合は、①により、実費徴収額を免除又は減免したことを申し立ててください。(①は、実費徴収したものの内訳を記入するとともに、どうしても領収書や納品書の写し等を取得できない実費徴収の場合における申立書も兼ねています。)

問13 月額補助金額上限を超える物品を購入する場合、何ヶ月かに分けての申請は可能か

例えば制服代が6,000円の場合、4月に2,700円、5月に2,700円、6月に600円といった申請をすることは可能です。

問14 年度をまたいでの申請は可能か

例えば3,000円の日用品等を3月に実費徴収する場合、3月分の補助限度額は2,700円であり、300円の残金が生じてしまいますが、翌年度の申請に回すことはできません。また、購入月の前にさかのぼって2月分で申請をすることもできません。

問15 入所が決まった児童について、入所日前に対象児童が購入した日用品等や行事への参加に要した費用の申請は可能か

入所日前に購入した日用品等や行事への参加に要した費用は申請することができません。

問16 年度の途中で入所した児童も事業の対象となるか

年度の途中で入所した児童も対象となります。なお、入所した月から事業の対象となります。(例えば6月30日に入所した場合、6月分(6月30日に購入した場合のみ)から補助限度額内の補助を受けることができます。補助限度額の日割り計算は行いません。ただし、6月29日以前に購入した物は対象となりません。)

問17 年度の途中で退所した児童の退所月の補足給付は日割り計算するのか

退所月の補足給付の日割り計算は行いません。例えば、6月1日に退所した場合でも、6月分の補助限度額内の補助を受けることができます。(ただし、6月2日以降に購入した物は対象となりません。)

問18 途中で保育料の階層が変わった場合はどうなるか

例えば、月の途中で生活保護認定を受けた場合、翌月1日から利用者負担階層がA階層となりますので、翌月分から事業の対象となります。

問19 千葉市に住所を有しない管外利用の児童は事業の対象となるか

千葉市に住所を有しない管外受託の児童は千葉市では事業の対象となりません。所在地の市町村に補足給付事業について確認してください。

問20 保育料負担階層が変わった場合に、分割して請求していた分はどうなるのか

例) 4月に32,400円分購入して、月2,700円×12か月で分割請求しようとしたが、10月に階層が変わった場合

A階層であった月のみ対象にすることができます。上記の場合は、10月～翌3月の2,700円×6か月分=16,200円は保護者負担になります。

